

随意契約理由

令和 7 年(2025 年)4 月 1 日

契 約 担 当 課 名	こども未来部はぐくみセンターこども支援課
発 注 担 当 課 名	こども未来部はぐくみセンターこども支援課
契 約 名 称	子育て短期支援事業委託業務
契 約 内 容	豊中市子育て短期支援事業実施要綱に基づく児童の養育及び保護
契 約 締 結 日 及び 契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	社会福祉法人大阪西本願寺常照園 社会福祉法人大阪水上隣保館児童養護施設遙学園 社会福祉法人大阪水上隣保館児童養護施設翼 社会福祉法人大阪水上隣保館乳児院 社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会大阪乳児院 社会福祉法人大阪水上隣保館はばたき
契 約 金 額	豊中市子育て短期支援事業実施要綱別表に定める金額
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第 2 号に該当) 児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項に規定する市町村が実施する事業である本業務は、実施施設が児童養護施設等に特定されているだけでなく、継続的な業務で業者を特定しないと事業そのものの継続が危ぶまれる場合がある。 また、施設が近隣にあることにより、利用者の利便性が向上し、保護者の自立支援や児童の健全育成につながる特殊な業務であることから、地域性を考慮する必要がある。 これらの本業務の性質及び目的に照らし、上記事業者と随意契約を行うもの。